

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等の概要

I 背景

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に基づき、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「第二種指定設備設置事業者」という。）は、第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関して取得すべき金額及び接続条件を記載した接続約款の届出・公表等（第 34 条）や、第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供等の届出（第 38 条の 2）の義務を負っている。

総務省において、平成 28 年 12 月から平成 29 年 3 月までにかけて実施した、移動端末設備を用いて利用される電気通信役務であって、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるものを提供する事業者（以下「MVNO」という。）と第二種指定設備設置事業者との間の、接続や卸電気通信役務の業務の状況についての調査の結果（別添 1）を踏まえ、第二種指定電気通信設備に係る接続及び卸電気通信役務の提供条件の透明性・適正性等を確保し、移動電気通信市場における公正競争環境を向上させるため、第二種指定設備設置事業者の接続約款の記載事項及び卸電気通信役務の届出事項を追加するとともに、第二種指定設備設置事業者がデータ伝送交換機能に関し取得すべき金額の算定方法を追加する等の省令等改正を行う。

II 概要

1. 電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）

(1) 接続約款記載事項の追加（第 23 条の 9 の 5）

データ伝送交換機能等を利用する接続事業者が通常必要とする次の事項について、提供条件の透明性等を確保し、接続を円滑に行えるようにするため、第二種指定電気通信設備に関する接続約款への記載事項を追加する。

- ①標準的な役務利用管理システム（電気通信役務の利用の開始、変更及び廃止並びにそれらに関する情報の管理を行うためのシステム）の機能及び料金
- ②SIM カードの種類ごとの機能
- ③第二種指定設備設置事業者の電気通信役務の提供に生じた障害に関する情報の接続事業者への通知責任

(2) 卸電気通信役務の提供の業務に関する届出事項の追加（第 25 条の 7）

第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供条件のうち、卸電気通信役務の提供を受ける者の業務に与える影響が大きい役務利用管理システム及びSIMカー

ドの機能、料金、提供条件等について、総務省における不当な差別的取扱い等の検証可能性を確保するため、総務大臣に対する届出事項に追加する。

2. 第二種指定電気通信設備接続料規則（平成 28 年総務省令第 31 号）

（1）データ伝送交換機能の区分（第 4 条第 2 項）

データ伝送交換機能について、当該機能による通信を成立させるために不可欠な構成要素ごとに接続料の算定方法を定めるため、以下の区分を設ける（②及び③は、今般新たに第二種指定電気通信設備接続料規則に位置づけ。）。

- ① ②③以外のもの
- ② 特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証その他付随するもの（回線管理機能）
- ③ SIM カードの提供に係るもの

（2）データ伝送交換機能の接続料の算定方法（第 13 条）

データ伝送交換機能の接続料の単位について、第 4 条第 2 項に掲げる区分に応じて以下のとおりとする。

- ① （1）①の接続料 回線容量（従来どおり）
- ② （1）②の接続料 回線数
- ③ （1）③の接続料 SIM カードの枚数

また、（1）③の SIM カードの提供に係る接続料については、接続会計に基づく通常の算定方法の他に、以下の方法を用いることもできる（第 2 項）。算定方法は、翌算定期間においても、同じ算定方法を用いることとする（第 3 項）。

$$\begin{aligned} \text{原価} &= (\text{SIM カードの調達費用}) \\ &+ (\text{SIM カードの管理及び提供に要する費用として合理的に算出したもの}) \\ \text{利潤} &= (\text{SIM カードの提供から接続料の収納までの運転資本}) \\ &\times ((1) \text{ ①の接続料の利潤} / \text{レートベース}) \end{aligned}$$

（3）接続料の計算等（第 16 条）

第二種指定設備設置事業者は、毎事業年度の接続会計を整理したときに、その結果等と通信量等の実績値に基づいて、接続料を計算する（第 1 項。SIM カードの提供に係る接続料について、第 13 条第 2 項の規定による接続会計によらない算定方法により算定する場合も、同様に毎事業年度、接続料を計算することとする。）。

接続料を変更した際には、遡及精算を行わなければならない（第 2 項）が、SIM カードの提供に係る接続料について、第 13 条第 2 項の規定による算定方法により算定する場合には、遡及精算を行う必要はないこととする（第 3 項）。

Ⅲ 施行日等

施行日及び経過措置について以下のとおり定める。

- (1) 公布の日から施行する。
- (2) 改正後の規定は、原価及び利潤の算定期間の開始日が平成 28 年 4 月 1 日以降である接続料の算定から適用する。ただし、SIM カードの提供に係る接続料は、平成 30 年 4 月 1 日以降の接続料から適用する。
- (3) 改正を受けた、接続約款の変更の届出は施行日から 3 月以内に、卸電気通信役務の変更の届出は施行後遅滞なく行うこととする。

Ⅳ その他

諮問事項以外にも、以下のとおり、電気通信事業法施行規則、電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）、平成 28 年総務省告示第 107 号（情報の開示に関する事項を定める件）及び「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」（平成 14 年 6 月策定）の改正を行う。

【電気通信事業法施行規則】

- 第二種指定電気通信設備に関する接続料のうち、接続事業者の請求に応じて個別に開発する機能や、開発に要した費用を事業者数などで案分する機能であるため、あらかじめ接続約款にその実額を記載できないものについて、機能ごとの案分方法を含む算定方法を接続約款記載事項と規定（第 23 条の 9 の 3）
- 第二種指定電気通信設備接続料規則への特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証その他付随するもの及び SIM カードの提供に係る接続料算定方法の規定と併せ、総務省における当該接続料の適正性の検証可能性を確保するため、当該接続料の算定根拠様式を整備（様式第 17 の 4 の 2～様式第 17 の 4 の 7）

【電気通信事業報告規則】

- 第二種指定設備設置事業者の特定関係法人による卸電気通信役務の報告事項について、役務利用管理システム及び SIM カードに関する機能、料金、提供条件等を追加

【平成 28 年総務省告示第 107 号（情報の開示に関する事項を定める件）】

- 第二種指定電気通信設備との円滑な接続を行う上で重要な次の事項について、第二種指定設備設置事業者による情報開示義務を追加

- ①MNO 網における障害情報の通知
- ②役務利用管理システム又は SIM カードへの機能追加又は変更の通知
- ③第二種指定電気通信設備接続料規則で定める機能の接続に当たって利用する必要のある機能に係る取得すべき金額であって、MVNO の接続請求に応じて個別に開発する機能に係るもの、又は機能の開発に要した費用を利用する事業者数で案分することにより金額が変動するものについて、あらかじめその実額が接続約款に記載できないもの見込み額の公表
- ④端末接続試験について、標準的な料金を含む情報の開示
- ⑤接続約款への記載が義務づけられた機能ごとの接続料の、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要の対前算定期間比

【MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン】

- 上記省令等改正を受けたガイドラインの改正
- 電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 5 第 1 項第 4 号に基づき、第二種指定設備設置事業者が接続約款に記載する工事費について、頻度の高い工事は、工事単金だけではなく、工事あたりの単価を約款に記載すべき旨明確化
- 平成 28 年総務省告示第 107 号第 2 条第 5 号に基づく、役務利用管理システム又は SIM カードの機能その他の提供条件の追加及び変更に関する情報の通知について、MVNO 側で対応のために必要な準備期間を十分に確保できるよう早期に行うことに努めるよう記載
- MVNE として他の MVNO に電気通信役務の提供を行っている MVNO について、第二種指定設備設置事業者等の卸元事業者から得たふくそう、事故等に関する情報について、速やかに卸先事業者へ情報提供するよう記載

以上

移動系通信に関する電気通信事業者の 業務の状況等の確認結果

平成 2 9 年 5 月 3 1 日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課

- 「電気通信市場分野における市場検証に関する年次計画(平成28年度)」(平成28年8月12日)に基づき、MNO及びMVNOに対し、MVNOに関する接続制度の運用状況及び卸電気通信役務の提供状況等について確認を行うとともに、サービス提供に当たっての課題等について、ヒアリング調査を実施。

【ヒアリング調査の概要】

<p>対象事業者</p>	<p>【MNO】 (株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、 UQコミュニケーションズ(株)、Wireless City Planning(株)</p> <p>【MVNO】 31社から回答</p>
<p>確認方法</p>	<p>MVNO: 書面調査を実施し、希望する事業者には追加でヒアリングを実施 MNO: MVNOへの調査結果を基にあらかじめ確認事項を送付し、回答書面にに基づきヒアリング</p>
<p>確認項目</p>	<p>① 接続条件の内容等 ②-1 接続を円滑に行うために必要な約款記載事項 ②-2 接続を円滑に行うために必要な情報の開示 ③ 卸電気通信役務に関する不当な差別的取扱い等 ④ その他協議関係等</p>

- MVNOがMNO網に設備を接続する場合（データ接続機能等）には、電気通信事業法上は「接続協定」か「卸契約」をMVNOが選択可能。

※MVNOがMNOに設備を接続しない形態（080/090による音声通話等）では、「卸契約」のみ可能。
- 第二種指定電気通信設備設置事業者と「接続協定」を締結する場合、接続事業者は、総務大臣に届け出た接続約款に基づく接続料・接続条件で接続協定を締結することとなる。
- 「卸契約」を締結する場合、事業者間の個別協議により、料金・条件等を定めることが可能。

※第二種指定電気通信設備設置事業者は、一定規模以上（契約数50万回線以上等）の卸契約等を総務大臣に届出。
- MVNOが利用するデータ接続機能については、「卸契約」でも接続約款と同一の料金等の条件が提示されていることが多く、多くのMVNOが「卸契約」で当該機能を利用している。

接続協定 （第二種指定電気通信設備設置事業者との場合）

選択可能

卸契約

提供/接続に係る義務

- 提供すべき機能（接続機能）は総務省令で規定
- 接続応諾義務あり

- どのような役務を提供するかは事業者間協議で決定
- 提供義務なし（※1）
- 不当な差別的取扱いは業務改善命令の対象
支配的事業者（NTTドコモ）の場合、特定関係法人であつて総務大臣が指定した者に対する不当な優遇の禁止

料金・条件に係る義務

- 総務大臣に届け出た接続約款に基づき協定を締結することが必要
- 接続料は、適正原価に適正利潤を加えた額を超えない額とされている

- 事業者間協議により個別に契約を締結することが可能（※2）
- 不当な競争を引き起こすものであり、利用者の利益を阻害するときは業務改善命令の対象

紛争処理手続

- 総務大臣による協議再開命令や裁定、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁を利用することが可能

※1 ただし、認定電気通信事業者については、正当な理由がなければ、当該事業に係る役務提供を拒んではならない（電気通信事業法第121条）。

※2 ただし、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、卸役務の提供の業務について届出が必要（電気通信事業法第38条の2）。

①接続条件の内容等

確認結果	対応方針
<p>(1)論点1-1関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 二種接続料規則において、「接続料の急激な変動があると認められる場合」に、当年度精算※が行われるがこの基準が不明 等との指摘があった。 <p>※ 接続会計の適用年度（約2年前）に遡って精算すること</p>	<p>○総務省は、接続料の低廉化の動向も踏まえ、当年度精算の在り方を検討する。</p>
<p>(2)論点1-2関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状、接続料の届出時期※が、3月下旬となっており、当年度精算の接続料の確定が遅く、事業の予見性、企業会計の観点から問題 との指摘があった。 <p>※ 施行規則に基づき、接続約款を変更する時はその実施の日の7日前までに総務省に届出を行う。</p>	<p>○二種指定設備設置事業者が、接続料の算定を可能な限り早期に行ったり、確定が早い需要などのデータについて早期に提示することなどにより、MVNOの予見可能性を高めることが望まれる。</p>

②-1 接続を円滑に行うために必要な約款記載事項

確認結果	対応方針
<p>(1) 論点2-1関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 二種指定設備設置事業者が接続約款に記載しているデータ伝送交換機能の利用に不可欠な回線管理機能の料金の算定方法が不明確であり高額、公正妥当な金額か疑問等との指摘があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○データ伝送交換機能の利用において回線管理機能が不可欠であり、データ伝送交換機能の一部と考えられることから、その料金の公正妥当性確保が重要と考えられるため、総務省は、回線管理機能の料金等の適正性・公平性を向上させるために必要な措置を検討する。
<p>(2) 論点2-2関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 二種指定設備設置事業者が接続約款に記載しているSIM※の貸与料金に割高感がある、算定方法が不明との指摘があった。 <p>※ SIMカードは、一般的に携帯電話などの通信端末に挿入して、移動通信ネットワークでの利用者認証などに用いられる情報が記録された装置であり、通信を行うために必要な設備。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○データ伝送交換機能の利用においてSIMの利用が不可欠であることから、SIMの種類等を明らかにし、貸与料金について公正妥当性を確保することが重要であると考えられるため、総務省は、SIMの貸与料金等の適正性・公平性を確保するために必要な措置を検討する。
<p>(3) 論点2-3関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 二種指定設備設置事業者が施行規則に基づき接続約款に記載している網改造料、工事費、手続費の妥当性が疑問等との指摘があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○網改造料のうちデータ伝送交換機能の提供に係るものは、当該機能の提供を受けるのにあたり、支払いが不可欠であるのにも関わらず、現状、その金額の提示のあり方は二種指定設備設置事業者により異なっており、MVNOにとって予見性の課題となりうる。総務省は、網改造料について、MVNOの予見性を向上させるために必要な措置を検討する。 ○一定の実績がある代表的な工事については、接続約款に実績に基づいた工事ごとの工事費を明示することが適当であると考えられるため、総務省において、必要な措置を検討する。

②-2接続を円滑に行うために必要な情報の開示<1/2>

確認結果	対応方針
<p>(1)論点2-4関係</p> <ul style="list-style-type: none"> • 接続料の算定根拠の開示について、一種指定設備設置事業者と同等に義務づけてほしい 等との指摘があった。 	<p>○総務省は、接続料の算定根拠が透明性及び予見性の向上に資することを踏まえ、接続料の算定根拠の透明性を向上するために必要な措置を検討する。</p>
<p>(2)論点2-5関係</p> <ul style="list-style-type: none"> • 回線管理システム※に関する契約条件が公表されておらず公平性が担保されない、回線管理システムの料金の妥当性が不明 等との指摘があった。 <p>※ 電気通信回線の登録及び変更並びにその他電気通信回線に関する情報の管理等を行うためのシステム</p>	<p>○回線管理システムのうち、SIMの発行等や回線の管理等に関する機能は、現状、データ伝送交換機能を用いるMVNOは原則提供を受ける必要があるものであり、総務省は、これら機能の重要性に鑑み、その料金等を接続約款記載事項とする。</p>
<p>(3)論点2-6関係</p> <ul style="list-style-type: none"> • 二種情報開示告示において、請求に応じて情報を開示すべき旨定めているSIMや回線管理システムを含め、一般的に、機能追加等に係る情報開示が、質問をしないとされない、積極的な情報開示を希望 等との指摘があった。 	<p>○必要性の高い機能追加に係る情報開示がなく、またはMVNO間で著しい差が生じる場合、二種指定設備設置事業者とMVNO間、またはMVNO間のイコールフットィングが確保されず、MVNOが競争上不利な状態におかれる可能性がある。総務省は、SIMや回線管理システム等、MVNOの業務に与える影響が大きいものについて、機能追加の情報が適切に開示されるために必要な措置を検討する。</p>

②-2接続を円滑に行うために必要な情報の開示<2/2>

確認結果	対応方針
<p>(4)論点2-7関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 二種情報開示告示において、請求に応じて情報を開示すべき旨定めている「ふくそう、事故等により当該電気通信事業者の電気通信役務の提供に生じた支障に係る情報」について、ネットワーク設備に関する障害情報が遅い、情報が不完全 等との指摘があった。 	<p>○総務省は、昭和62年郵政省告示第73号を踏まえ、ネットワーク設備に関する障害情報を接続事業者に迅速に通知する責任を、接続約款においても明確にするために必要な措置を検討する。</p>
<p>(5)論点2-9関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 端末接続試験の実施について、二種指定設備設置事業者の接続約款に記載があるが、費用は記載されておらず、MVNOが申し入れた端末接続試験について、費用が二種指定設備設置事業者と端末ベンダとの間で秘密になっており、MVNOに開示されない 等との指摘があった。 	<p>○MVNOが当該試験の費用の開示を受けられない場合、MVNOが端末の調達に係る費用を予見できず、二種指定設備設置事業者に対し競争上不利な状態に置かれる可能性がある。総務省は、当該費用が適切に開示されるよう、必要な措置を検討する。</p>

③卸電気通信役務に関する不当な差別的取扱い等<1/2>

確認結果	対応方針
<p>(1)論点3-1関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 回線管理システムのAPIに関する契約条件が公表されておらずMVNO間で差異があるか分からない、回線管理システムのAPIの料金の妥当性が不明 等の指摘があった。 	<p>○API等の回線管理システムの付加機能についても、MVNOの回線管理システムとして回線の登録、変更等を行うための重要な機能であることに鑑み、総務省は、不当な差別的取扱いがないか等の確認を行うため、付加的機能を含めた回線管理システムの契約について届出の対象とする。</p>
<p>(2)論点3-2関係</p> <ul style="list-style-type: none"> MNOが再卸に制限を設けるおそれがある 等との指摘があった。 	<p>○再卸の制限は、電気通信事業法第29条第1項第7号及び同項第10号に該当する場合には、業務改善命令の対象となる。MNOで現に再卸に制限を設けている場合は、この点に留意し、その制限が、不当なものに当たらないか、当該事業者において確認することが必要であり、総務省は、その状況を注視する。</p>

③卸電気通信役務に関する不当な差別的取扱い等<2/2>

確認結果	対応方針
<p>(3) 論点3-3関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 二種指定設備設置事業者のグループ企業である一部のMVNOの提供するサービスについて、 <ul style="list-style-type: none"> 他のMVNOには提供されていないテザリングが提供されている 他のMVNOでは実現できないようなプロモーションがなされている 当該二種指定設備設置事業者との販売連携がある <p>等の差異があり、競争上優位。当該二種指定設備設置事業者による優遇があるのではないかと指摘があった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 二種指定設備設置事業者のグループ企業である一部のMVNOが提供を受けている卸電気通信役務に係る契約条件によれば、接続約款と同等の単価が設定されていることが確認できた。 一部のMVNOは当該二種指定設備設置事業者との間で販売支援を受ける契約を結んでいることが確認できた。この点、当該二種指定設備設置事業者からは、他のMVNOに対しても、当該販売支援の提供については協議に応じるとの説明があった。 二種指定設備設置事業者のグループ企業である一部のMVNOが当該二種指定設備設置事業者から提供を受けているSIMではテザリングが利用可能となっているが、他のMVNOに提供しているSIMではテザリングが利用できないケースがある。 ヒアリングの結果、当該二種指定設備設置事業者からは、他のMVNOに対しても、要望に応じてテザリングの提供を可能にするとの説明があったため、総務省は、これに関する事業者間協議の状況を注視する。
<p>(4) 論点3-4、論点3-5関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 二種指定設備設置事業者のグループ企業である一部のMVNOの提供するサービスについて、他のMVNOでは実現できないような料金設定がなされ、競争上優位。当該二種指定設備設置事業者による優遇があるのではないかと。 一部の二種指定設備設置事業者によるサブブランド展開について、MVNOに対する競争条件の公平性の観点で懸念。競争政策の在り方について見直しをはかって頂きたい等の指摘があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業者が不当に安価な料金設定等を行った場合には、電気通信事業法第29条第1項第5号の業務改善命令の対象となる可能性がある。 総務省としては、電気通信事業者の料金等が、不当な競争を引き起こすものとならないか等、引き続き注視していく。

④その他協議関係等に係る検証

確認結果	対応方針
<p>(1)論点4-2関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部端末で、テザリングがMVNOで利用できない、SIMロックフリーを含めた一部の端末で、動作が二種指定設備設置事業者と端末ベンダの間で決まっており、MVNOでのテザリング等の動作に制限がある 等との指摘があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○例えば、MNOが行うネットワーク上の制限などによりMVNOのテザリング等のサービス提供に支障が生じている場合や、MNOと端末ベンダとの協議で定められた、MVNOにも適用される端末上の設定などが原因となり、MVNOのテザリング等のサービス提供に支障が生じているにも関わらず、当該二種指定設備設置事業者が改善に向けて取り組まない場合において、電気通信事業法第29条第1項第7号又は同項第12号に該当すると、業務改善命令の対象となる。 ○これらの趣旨を踏まえ、総務省は、二種指定設備設置事業者の取組の状況を注視しつつ、必要に応じ、電気通信事業法の考え方を明確化することを検討する。
<p>(2)論点4-3関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 安価なSIMの提供やMVNO独自SIMの発行、SIM開通期間等の運用の柔軟化、音声定額プランの卸提供、音声卸での現状より大きなボリュームディスカウントや現状よりも細かい秒単位での課金ができるようにしてほしい、協議において、技術仕様をMVNOに一切開示しないため、協議が長期化している 等との指摘があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○接続の実現や卸役務の提供は、円滑な事業者間協議により行われることが望ましい。 ○MNOを含む、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その設置する電気通信回線設備への接続請求を受けた場合、応諾義務があり、事業者間協議による解決が難しい場合においては、MVNOは、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁といった紛争処理手続や、電気通信事業法第35条及び第39条に基づく、総務大臣による協議命令・裁定等の紛争処理手続を利用することが可能である。

①接続条件の内容等 <1 / 3>

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)関係法令等
<p><論点1-1> MVNOが第二種指定設備設置事業者に支払う接続料の精算方法は、第二種指定電気通信設備接続料規則第16条に定められている。同規定中「接続料の急激な変動があると認められる場合」に、接続会計の適用年度である約2年前に遡って精算(当年度精算)するとされており、現状、データ伝送交換機能の接続料について実施されている。</p> <p>【MVNOの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当年度精算が行われる「接続料の急激な変動」の基準が不明。 「接続料の急激な変動」の有無は事業者ではなく総務省が判断すべき。 年度によって遡及期間が異なり不透明。 事後精算ではなく固定的な価格にしてほしい。 <p>【二種指定設備設置事業者等の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当年度精算が行われる「接続料の急激な変動」の明確な基準を設けてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> データ伝送交換機能の接続料に係る当年度精算は、従来の接続料算定期間の翌年度まで遡及精算する方法では、接続料が毎年低下する状況において、当年度の低い需要当たりの原価を視野においた事業展開が可能なMNOと比較してMVNOが競争上不利な状態に置かれている可能性があることから、MVNOの競争環境の整備の観点から導入された制度。 現状、二種接続料規則においては、前年度の実績に基づく接続料の精算が原則となっているが、「接続料の急激な変動があると認められる場合」に当年度精算を行うこととしており、データ伝送交換機能の接続料については当年度精算が行われている。 しかしながら、二種指定設備設置事業者及びMVNOの双方から意見があるとおり、現状、当年度精算の条件である「急激な変動」には具体的な基準がないため、当年度精算が行われるか否かについて、判断基準の明確性の観点から課題があると考えられる。 総務省は、接続料の低廉化の動向も踏まえ、当年度精算の在り方を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 第二種指定電気通信設備接続料規則第16条

①接続条件の内容等<2/3>

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)関係法令等
<p><論点1-2> 第二種指定電気通信設備を設置する事業者が接続約款を変更する時は、その実施の日の7日前までに総務省に届出を行うこととされている。現状、当該事業者は、新たな接続会計に基づき接続料を算定し接続約款を変更するときは、当該約款を3月下旬に届け出ている。</p> <p>【MVNOの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当年度精算の接続料の確定が遅く、事業の予見性、企業会計の観点から問題。 <p>【二種指定設備設置事業者等の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 接続料の算定スケジュールを大幅に早めるのは困難。 接続料の算定を可能な限り早期に行いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 二種指定設備設置事業者は、接続料の算定スケジュールを大幅に早めることは実務的に困難としている。 他方、二種指定設備設置事業者からは、MVNOからの要望も踏まえ、接続料の算定を可能な限り早期に行いたいとのことであった。 この点、二種指定設備設置事業者は、接続料の算定を可能な限り早期に行ったり、確定が早い需要などのデータについて早期に提示することなどにより、MVNOの予見可能性を高めることが望まれる。 また、二種指定設備設置事業者は、MVNOの検討に資するため、接続料算定のプロセス等について、MVNOに説明することが望まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業法第34条 電気通信事業法施行規則第23条の9の3 第二種指定電気通信設備接続料規則第6条、第16条

①接続条件の内容等<3/3>

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)関係法令等
<p><論点1-3> 【MVNOの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部の二種指定設備設置事業者に比べて他の二種指定設備設置事業者の接続料が高く、格差を是正する取組が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 接続料は二種接続料規則等に基づき、各社の適正原価に適正利潤を加えたものを需要で除して算定することとしており、二種指定設備設置事業者ごとに金額は異なっている。 二種指定設備設置事業者間の算定方法の違いに起因する接続料格差については、総務省において、利潤の算定方法を具体的に定める省令改正（2017年2月）を行い、算定方法に起因する接続料の格差は縮小した。また、当該算定方法については3年後を目処に見直しを行うこととしており、引き続き、接続料の算定の適正性・検証可能性・公平性の確保について取り組んでいく。 	<ul style="list-style-type: none"> 第二種指定電気通信設備接続料規則第11条

②-1 接続を円滑に行うために必要な約款記載事項 <1/3>

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)関係法令等
<p><論点2-1> 回線管理機能※の接続料金は、二種指定設備設置事業者の接続約款に記載されている。</p> <p>【MVNOの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回線管理機能の料金の算定方法が不明確であり高額、公正妥当な金額か疑問。 回線管理機能をアンバンドル機能とし、二種接続料規則の適用を希望。 <p>【二種指定設備設置事業者等の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回線管理機能の料金については、問い合わせに応じて算定の考え方を説明している。 <p>※ 特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証等を行う機能。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 回線管理機能の料金については、施行規則により、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当な」金額を接続約款に記載すべき旨規定しており、二種指定設備設置事業者各社とも、当該料金は、原価に利潤を加えたものを需要で除す算定を行っている。 回線管理機能は、MNOが提供するHLR/HSS等の利用に係る機能であり、現状、データ伝送交換機能の利用に際し、MVNOは必ず利用する必要のある機能であるが、現状、料金の算定方法の詳細が定められているわけではない。 データ伝送交換機能の利用において回線管理機能が不可欠であり、データ伝送交換機能の一部と考えられることから、その料金の公正妥当性の確保が重要と考えられるため、総務省は、回線管理機能の料金等の適正性・公平性を向上させるために必要な措置を検討する。 また、現状、MVNOガイドラインに、接続料について「水準が争点となった場合には(中略)可能な限り情報開示することが適当」と記載されていることを踏まえて、二種指定設備設置事業者はMVNOに回線管理機能の費用の算定根拠について可能な限り情報開示することが望まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業法施行規則第23条の9の5第1項第4号 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条 MVNOガイドライン2(2)2)ア(オ)

②-1 接続を円滑に行うために必要な約款記載事項<2/3>

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)関係法令等
<p><論点2-2> 現状、二種指定設置事業者各社は、SIMカード※の貸与料金を接続約款に記載している。</p> <p>【MVNOの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> • SIMの貸与料金を割高感がある、算定方法が不明。 <p>【二種指定設備設置事業者等の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> • SIMの提供料金については算定の考え方を説明している。 <p>※ SIMカードは、一般的に携帯電話などの通信端末に挿入して、移動通信ネットワークでの利用者認証などに用いられる情報が記録された装置であり、通信を行うために必要な設備。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 現状、二種指定設備設置事業者各社とも接続約款にSIMの貸与料金を記載している。二種指定設備設置事業者によれば、当該料金は、調達費用に管理費、資本調達コスト等を加算したのから算定しているとのことであった。また、MVNOに対しては、算定の考え方は伝えているとのことだった。 • SIMは、現状、データ伝送交換機能を用いるMVNOは提供を受ける必要があり、当該機能の提供に当たって不可欠であるが、SIMの提供料金の算定方法は定められていない。また、現状、その種類等は接続約款記載事項とされていない。 • データ伝送交換機能の利用においてSIMの利用が不可欠であることから、SIMの種類等を明らかにし、貸与料金について公正妥当性を確保することが重要であると考えられるため、総務省は、SIMの貸与料金等の適正性・公平性を確保するために必要な措置を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> • 電気通信事業法施行規則23条の9の5第1項第3号 • 平成28年総務省告示第107号第2条第3号

②-1 接続を円滑に行うために必要な約款記載事項 <3/3>

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)関係法令等
<p><論点2-3> 網改造料、工事費、手続費については、二種指定設備設置事業者は施行規則に基づき各社とも接続約款に記載している。</p> <p>【MVNOの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 網改造料、工事費、手続費の妥当性が疑問。 網改造料等、約款記載されない部分で二種指定設備設置事業者の裁量が大き。 網改造料の費用案分の考え方は整理が必要。 工事費が実稼働ベースであり事前に費用の見積もりが正しくできない。 <p>【二種指定設備設置事業者等の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 算定の考え方や費用の概算額を説明している。等 	<ul style="list-style-type: none"> 網改造料、工事費、手続費については、施行規則において、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当な」金額を接続約款に記載すべき旨を規定している。 現状、二種指定設備設置事業者各社は、工事費、手続費については接続約款に単価を記載したり、「実費」である旨の記載をしたりしている。また、網改造料については算定式を接続約款に記載しており、金額の記載は無いが、この点、二種指定設備設置事業者からは、利用事業者数の増減等により、金額が変動することから、接続約款への記載が困難である旨の説明があった。 網改造料については、MVNOガイドラインに「金額の検証に客観性を確保するとともに、当事者間で守秘義務を課すなど必要な措置を講じた上で、その内訳について可能な限り情報開示することが適当」と記載されていることを踏まえて、二種指定設備設置事業者はMVNOに可能な限りその内訳について説明することが望まれる。 網改造料のうちデータ伝送交換機能の提供に係るものは、当該機能の提供を受けるにあたり、支払いが不可欠であるにも関わらず、現状、その金額の提示のあり方は二種指定設備設置事業者により異なっており、MVNOにとって予見性の課題となりうる。総務省は、網改造料について、MVNOの予見性を向上させるために必要な措置を検討する。 工事費については、作業単金に作業時間を乗じたものとされ、作業単金は示されているが、作業時間等の見通しがつきにくいことで支払額の予見性が必ずしも十分ではない。 この点、少なくとも一定の実績がある代表的な工事については、接続約款に実績に基づいた工事ごとの工事費を明示することが適当であると考えられるため、総務省において、必要な措置を検討する。 なお、一種指定設備設置事業者の接続約款では工事ごとの工事費が示されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業法施行規則第23条の9の5第1項第4号 MVNOガイドライン2(2)2)ア(オ)

②-2 接続を円滑に行うために必要な情報の開示 <1/7>

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)関係法令等
<p><論点2-4> 二種指定設備設置事業者の接続料の算定根拠の情報開示については、MVNOガイドラインで、可能な限り情報開示することが適当としている。</p> <p>【MVNOの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一種指定設備設置事業者と同等の算定根拠の開示を義務づけてほしい。 <p>【二種指定設備設置事業者等の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 接続料は二種接続料規則等に基づき算定している旨をMVNOに説明している。 接続料の算定に用いられるデータは秘匿性の高い経営情報を含むものであり、その開示は必要最低限であるべき。等 	<ul style="list-style-type: none"> 現状、MVNOガイドラインに「接続料の水準が争点となった場合には(中略)例えば、接続料の算定の根拠に関する説明を記載する書類その他必要な書類を用いるなどにより、可能な限り情報開示することが適当」と記載されている。総務省は、接続料の算定根拠が透明性及び予見性の向上に資することを踏まえ、接続料の算定根拠の透明性を向上するために必要な措置を検討する。 なお、一種指定設備設置事業者については、一種指定設備との接続が他の電気通信事業者にとって基本的に不可欠であり、公共の利益に資すると考えられることから、事業者間協議が容易・迅速化されることを期待し、一種情報開示告示において、算定根拠の開示が義務づけられている。 	<ul style="list-style-type: none"> MVNOガイドライン2(2)2)ア(エ)

②-2接続を円滑に行うために必要な情報の開示<2/7>

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)関係法令等
<p><論点2-5> 回線管理システム※に係る情報を請求に応じて開示すべき旨二種情報開示告示で定めている。</p> <p>【MVNOの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回線管理システムに関する契約条件が公表されておらず公平性が担保されない。 回線管理システムの料金の妥当性が不明。 <p>【二種指定設備設置事業者等の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な情報は契約書や協議において提示している。等 <p>※ 電気通信回線の登録及び変更並びにその他電気通信回線に関する情報の管理等を行うためのシステム</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現状、二種情報開示告示において、回線管理システムに係る情報を請求に応じて開示すべき旨を定めている。 この回線管理システムのうち、SIMの発行や回線の管理等に関する機能は、現状、データ伝送交換機能を用いるMVNOは原則提供を受ける必要があるものであるが、現状、その料金等の接続約款への記載義務は定められていない。 総務省は、これらの機能の重要性に鑑み、その料金等を接続約款記載事項とする。 	<p>(参考)関係法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年総務省告示第107号 MVNOガイドライン2(2)2)イ(カ)

②-2 接続を円滑に行うために必要な情報の開示 <3/7>

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)関係法令等
<p><論点2-6> 二種情報開示告示において、SIMや回線管理システムに係る情報を請求に応じて開示すべき旨定めている。</p> <p>【MVNOの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> • SIMや回線管理システムを含め、一般的に、機能追加等に係る情報開示が、質問をしないとされない。積極的な情報開示を希望。 • 二種情報開示告示の実効性の担保が必要。 <p>【二種指定設備設置事業者等の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 機能追加に関してはガイドラインに則って事前に通知を行っている。等 	<ul style="list-style-type: none"> • 現状、二種情報開示告示において、SIMや回線管理システムに係る情報を開示すべき旨定めているが、当該情報は、「開示の請求があった者に限り開示する」と定められている。 • また、電気通信事業法第34条第7項による情報開示努力義務の具体例として、MVNOガイドラインにおいて、「第二種指定電気通信設備に将来追加される新たな機能等に関する情報」及び「回線管理システム等、接続を円滑に行うために必要なものに関する機能追加等の情報」を記載している。 • 二種指定設備設置事業者は、機能追加等があれば、現状も事前通知を行っているとのことであった。 • MVNOガイドライン等の記載を踏まえ、二種指定設備設置事業者は機能追加に当たっては情報開示することが望まれる。 • 必要性の高い機能追加に係る情報開示がなく、またはMVNO間で著しい差が生じる場合、二種指定設備設置事業者とMVNO間、またはMVNO間のイコールフットリングが確保されず、MVNOが競争上不利な状態におかれる可能性がある。総務省は、SIMや回線管理システム等、MVNOの業務に与える影響が大きいものについて、機能追加の情報が適切に開示されるために必要な措置を検討する。 	<p>(参考)関係法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> • 平成28年総務省告示第107号第2条第3号 • MVNOガイドライン2(2)2)イ(カ)

②-2 接続を円滑に行うために必要な情報の開示 <4/7>

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)関係法令等
<p><論点2-7> 「ふくそう、事故等により当該電気通信事業者の電気通信役務の提供に生じた支障に係る情報」を請求に応じて開示すべき旨二種指定告示で定めている。</p> <p>【MVNOの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ネットワーク設備に関する障害情報が遅い、情報が不完全。 <p>【二種指定設備設置事業者等の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等については、ユーザ向けと同じタイミングで、HPで公表したり、MVNOにはメールで直接通知している。等 	<ul style="list-style-type: none"> 現状、二種情報開示告示において、「ふくそう、事故等により当該電気通信事業者の電気通信役務の提供に生じた支障に係る情報」を開示すべき旨定めているが、当該情報は、「開示の請求があった者に限り開示する」と定められている。 また、昭和62年郵政省告示第73号（情報通信ネットワーク安全・信頼性基準）では、「仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者に対してサービスを提供している場合は、迅速に障害情報を通知すること。」と記載している。 MVNOのサービスの利用者への説明等のため、ネットワーク設備に係る障害情報は迅速にMVNOに通知されることが必要である。現状、二種指定設備設置事業者は、ネットワーク設備に関する障害情報について、HPでの公表やメール等を用いてMVNOに情報提供はしているものの、このMVNOへの情報提供については、接続約款において、別途定めることになっている。 このため、総務省は、昭和62年郵政省告示第73号を踏まえ、ネットワーク設備に関する障害情報を接続事業者に迅速に通知する責任を、接続約款においても明確にするために必要な措置を検討する。 また、MVNOが他のMVNOに役務を提供している場合にも、当該役務を提供しているMVNOは同様に情報提供することが望まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年総務省告示第107号第2条第3号 昭和62年郵政省告示第73号 MVNOガイドライン2(2)4ウ 電気通信事業法施行規則第23条の9の5第1項第5号

②-2 接続を円滑に行うために必要な情報の開示 <5 / 7>

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)関係法令等
<p><論点2-8> 【MVNOの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回線管理システムやMNPに関する障害について、24時間365日、直接情報がほしい。 <p>【二種指定設備設置事業者等の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回線管理システムの障害については直接通知している。等 	<ul style="list-style-type: none"> 回線管理システム等の、二種指定設備設置事業者がMVNOに提供する業務系システムに障害が生じた場合、MVNOの販売や各種手続に支障が生ずることから、MVNOの業務の適正な実施のためには、二種指定設備設置事業者は、回線管理システム等の障害情報について、MVNOとの連絡のあり方を協議することが望まれる。 また、MVNOも、他のMVNOに同様の業務系システムを提供している場合は、同様に迅速に情報提供することが望まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年総務省告示第107号第2条第3号
<p><論点2-9> 端末接続試験の実施について、各事業者とも接続約款に記載があるが、費用は記載されていない。</p> <p>【MVNOの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> MVNOが申し入れた端末接続試験について、費用が二種指定設備設置事業者と端末ベンダとの間で秘密になっており、MVNOに開示されない。 <p>【二種指定設備設置事業者等の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 端末試験方法や内容については、ネットワーク構築や端末開発に係るノウハウを含んでいる。 詳細な費用は可能な範囲でMVNOに開示している。等 	<ul style="list-style-type: none"> 端末接続試験の費用について、MVNOガイドラインに「①MNO及びMVNO間で事前確認試験等が行われる場合には、MVNOに対しその算定根拠、②MNO及び端末ベンダ間で事前確認試験等が行われる場合には、端末ベンダの了解があるときには、MVNOに対しその費用及び算定根拠を可能な範囲で明らかにすることが望ましい」と記載されており、二種指定設備設置事業者は、ガイドラインを踏まえてMVNOに説明を行うことが望まれる。 MVNOが当該試験の費用の開示を受けられない場合、MVNOが端末の調達に係る費用を予見できず、二種指定設備設置事業者に対し競争上不利な状態に置かれる可能性がある。総務省は、当該費用が適切に開示されるよう、必要な措置を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> MVNOガイドライン2(2)4)エ

②-2 接続を円滑に行うために必要な情報の開示 <6/7>

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)関係法令等
<p><論点2-10> 接続料の精算が翌年度又は翌々年度となっており、接続料が急激に変動している場合には精算額が多額となる可能性があるため、MVNOガイドラインに暫定的な支払方法を設けることが望ましい旨、記載している。</p> <p>【MVNOの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 接続料の支払猶予率の基準が不透明。 <p>【二種指定設備設置事業者等の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払猶予率についてはMVNOガイドラインの記載を踏まえ設定、MVNOとの協議で決定。等 	<ul style="list-style-type: none"> 支払猶予率については、MVNOガイドラインに「その金額のみを提示するのではなく、その設定に係る考え方や基礎となる数値等について、接続事業者十分に説明を行うことが望ましい」と記載されており、二種指定設備設置事業者は、ガイドラインを踏まえてMVNOに説明を行うことが望まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> MVNOガイドライン2(2)2イ(ウ)イ)
<p><論点2-11> 【MVNOの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部の二種指定設備設置事業者が支払猶予制度を提供していない。 支払猶予率の設定に接続料予測を用いている。(という誤解) (実際には支払猶予制度を提供している)一部の二種指定設備設置事業者が支払猶予制度を提供していない。(という誤解) <p>【二種指定設備設置事業者等の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> (支払猶予制度を提供していない一部の二種指定設備設置事業者) MVNOからの要望がない。 (支払猶予制度を提供している一部の二種指定設備設置事業者) MVNOに説明済み、HPに掲載済み。 	<ul style="list-style-type: none"> 支払猶予率については、MVNOガイドラインに「合理的に設定した暫定値として設定することにより、接続事業者にとってキャッシュフローの面で過大な負担が課されないよう方策を講じることが望ましい。」と記載されている。 支払猶予を受けることを希望するMVNOの要望に応じ、二種指定設備設置事業者は支払猶予を行うことが望まれる。 また、二種指定設備設置事業者はMVNOに対して、改めて支払猶予制度の存在や支払猶予率の基準を説明することが望まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> MVNOガイドライン2(2)2イ(ウ)イ)

②-2 接続を円滑に行うために必要な情報の開示 <7/7>

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)関係法令等
<p><論点2-12> 【MVNOの意見】 ・一部の二種指定設備設置事業者に比べて他の二種指定設備設置事業者は情報開示や説明が不足するなどの問題があり、格差を是正する取り組みが必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 二種指定設備設置事業者は、二種接続料告示やMVNOガイドライン等を踏まえて、MVNOに対して十分な情報開示や説明を行うことが求められる。 	

③卸電気通信役務に関する不当な差別的取扱い等<1/5>

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)関係法令等
<p><論点3-1> 【MVNOの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回線管理システムのAPIに関する契約条件が公表されておらずMVNO間で差異があるか分からない。 回線管理システムのAPIの料金の妥当性が不明。 <p>【二種指定設備設置事業者等の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回線管理システムの料金については算定の考え方を説明している。 	<ul style="list-style-type: none"> 総務省は、一部の二種指定設備設置事業者から、標準的な回線管理システムに係る契約の届出を受けている。契約が届出対象となる一定規模以上の卸先事業者について、使用する設備が同種の場合、金額は同一となっている。 現状、一部の二種指定設備設置事業者は、回線管理システムのうち付加的な機能として、MVNOの顧客システム等と回線管理システムの連携を容易にするAPIを提供している。 しかしながら、現状、API等の付加的な機能の契約は届出に含まれておらず、この内容の不当な差別的取扱いがないか等の確認は行っていない。 API等の回線管理システムの付加機能についても、MVNOに提供する回線管理システムとして回線の登録、変更等を行うための重要な機能であることに鑑み、総務省は、不当な差別的取扱いがないか等の確認を行うため、付加的機能を含めた回線管理システムの契約について届出の対象とする。 二種指定設備設置事業者は、回線管理システムの付加的な機能についても、料金の算定の考え方等について、MVNOに可能な限り情報開示することが望まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年総務省告示第107号 電気通信事業法施行規則第25条の7第4号ル

③卸電気通信役務に関する不当な差別的取扱い等<2/5>

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)関係法令等
<p><論点3-2> 【MVNOの意見】 ・ MNOが再卸に制限を設けるおそれがある。</p> <p>【二種指定設備設置事業者等の意見】 ・ (一部の二種指定設備設置事業者等) ビジネススペースで個別合意した場合やユーザからの誤った問い合わせを防ぐために制限を設けているケースがある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的に、卸電気通信役務では電気通信事業者間の合意に基づき契約を締結することができる。 再卸の制限は、 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 電気通信事業法第29条第1項第7号に掲げる「電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する提供条件が電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき」 ➢ 電気通信事業法第29条第1項第10号に掲げる「電気通信事業者が電気通信設備の接続、共用又は卸電気通信役務(略)の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他これらの業務に関し不当な運営を行つていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき」 に該当する場合には、業務改善命令の対象となる。 ・ MNOは、現に再卸に制限を設けている場合、この点に留意し、その制限が不当なものに当たらないか確認することが必要であり、総務省は、その状況を注視する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信事業法第29条第1項第7号、第10号

③卸電気通信役務に関する不当な差別的取扱い等<3/5>

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)関係法令等
<p><論点3-3> 【MVNOの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 二種指定設備設置事業者のグループ企業である一部のMVNOの提供するサービスについて、 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 他のMVNOには提供されていないテザリングが提供されている ➢ 他のMVNOでは実現できないようなプロモーションがなされている ➢ 当該二種指定設備設置事業者との販売連携がある <p>等の差異があり、競争上優位。当該二種指定設備設置事業者による優遇があるのではないかと懸念。</p> <p>【二種指定設備設置事業者等の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> • (当該二種指定設備設置事業者) 卸契約はビジネスベースの協議。MVNOから要望があれば個別に協議。販売支援については、他のMVNOから要望があり、利害が合致すれば支援可能。 • (当該一部のMVNO) 販売支援等には対価を支払っている。 	<ul style="list-style-type: none"> • 二種指定設備設置事業者のグループ企業である一部のMVNOが当該二種指定設備設置事業者から提供を受けている卸電気通信役務に係る提供条件は、届出を受けた契約条件によれば、接続約款と同等の単価が設定されていることが確認できた。 • また、当該一部のMVNOは当該二種指定設備設置事業者との間で販売支援を受ける契約を結んでいることが確認できた。この点、当該二種指定設備設置事業者からは、他のMVNOに対しても、当該販売支援の提供については協議に応じるとの説明があった。 • 二種指定設備設置事業者のグループ企業である一部のMVNOが当該二種指定設備設置事業者から提供を受けているSIMではテザリングが利用可能となっているが、他のMVNOに提供しているSIMではテザリングが利用できないケースがある。 • ヒアリングの結果、当該二種指定設備設置事業者からは、他のMVNOに対しても、要望に応じてテザリングの提供を可能にするとの説明があったため、総務省は、これに関する事業者間協議の状況を注視する。 • この他、テザリングの提供に関する考え方については、論点4-2を参照。 	<ul style="list-style-type: none"> • 電気通信事業法施行規則第25条の7第1項 • 電気通信事業報告規則第4条の5第1項

③卸電気通信役務に関する不当な差別的取扱い等<4/5>

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)関係法令等
<p><論点3-4> 【MVNOの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 二種指定設備設置事業者のグループ企業である一部のMVNOの提供するサービスについて、他のMVNOでは実現できないような料金設定がなされ、競争上優位。当該二種指定設備設置事業者による優遇があるのではないか。 <p>【二種指定設備設置事業者等の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> (当該一部のMVNO) 将来の収益性も踏まえて価格設定している。 	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業者が不当に安価な料金設定等を行った場合には、電気通信事業法第29条第1項第5号に掲げる「電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害しているとき」の業務改善命令の対象となる可能性がある。 総務省としては、電気通信事業者の料金等が、不当な競争を引き起こすものとならないか等、引き続き注視していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業法第29条第1項第5号
<p><論点3-5> 【MVNOの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部の二種指定設備設置事業者によるサブブランド展開は、MVNOに対する競争条件の公平性の観点で懸念。競争政策の在り方について見直しをはかって頂きたい。 		

③卸電気通信役務に関する不当な差別的取扱い等<5/5>

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)関係法令等
<p><論点3-6> 【MVNOの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 二種指定設備設置事業者によるグループ企業以外のMVNOへの流出阻害がある。 グループ内優遇や移動系以外への影響行使に懸念。禁止行為規制の拡大が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ヒアリングの結果、二種指定設備設置事業者のグループ企業である一部のMVNOに対する販売支援の一環で、当該二種指定設備設置事業者のユーザの解約時等に、当該一部のMVNOを案内する行為が行われているとの説明があった。 この点、例えば、MNOが解約者に対し、グループ企業であるMVNOへの移行に限り優遇措置を行うなどの場合には、電気通信事業法第29条第1項における不当な差別的取扱い等業務改善命令の対象となる可能性がある。 なお、禁止行為規制の適用対象の拡大については、今後も、移動通信市場の環境変化を注視し、禁止行為規制の制度趣旨を踏まえた上で、NTTドコモ以外の者への適用の必要性について判断していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業法第29条第1項第5号

④その他協議関係等<1/6>

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)関係法令等
<p><論点4-1> 網改造について、MVNOガイドラインに、接続に必要なシステム開発等は、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべき旨を記載している。</p> <p>【MVNOの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 網改造が必要な範囲内か判断できない。 ・ MNOの提供条件に応じることしかできず、要望しても、開発の名目と金額が示されるだけで、網改造の内容や方法についての一切の説明を拒否された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 網改造については、MVNOガイドラインに「接続に必要なシステム開発等の内容、方法及び期間については、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。(略) 接続に必要なシステム開発等の費用については、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。(略) 事業者間協議において接続に必要なシステム開発等の費用が争点となった場合には、総コストのみを提示するのではなく、細分した機能ごとのコストを提示するなどし、必要な機能の取捨選択ができるようにすることが適当である。また、金額の検証に客観性を確保するとともに、当事者間で守秘義務を課すなど必要な措置を講じた上で、その内訳について可能な限り情報開示することが適当である。」と記載されていることを踏まえて、MNOはMVNOに可能な限り説明し、MVNOとの円滑な協議の下で網改造内容等を決定することが望まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信事業法施行規則第23条の9の5第1項第4号 ・ MVNOガイドライン2(2)2)ア(オ)

④その他協議関係<2/6>

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)関係法令等
<p><論点4-2> 【MVNOの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部端末で、テザリングがMVNOで利用できない。 SIMロックフリーを含めた一部の端末で、動作が二種指定設備設置事業者と端末ベンダの間で決まっており、MVNOでのテザリング等の動作に制限がある。 <p>【二種指定設備設置事業者等の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> (一部の二種指定設備設置事業者) 現在MVNOでテザリングが利用できない端末について、テザリングの提供に向けて検討している。 動作改善について具体的な要望を受けてから検討する。 端末動作に支障がある場合は改善に向けて検討する。ベンダと協議を行っており可能な範囲で対応している。 SIMロックフリー端末については、二種指定設備設置事業者と端末ベンダの間で動作を決めているものはない。等 	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、MNOが行うネットワーク上の制限などによりMVNOのテザリング等のサービス提供に支障が生じている場合や、MNOと端末ベンダとの協議で定められた、MVNOにも適用される端末上の設定などが原因となり、MVNOのテザリング等のサービス提供に支障が生じているにも関わらず、当該MNOが改善に向けて取り組まない場合において、 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 電気通信事業法第29条第1項第7号に掲げる「電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する提供条件が電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき」や ➢ 同項第12号に掲げる「電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき」に該当すると、業務改善命令の対象となる。 これらの趣旨を踏まえ、総務省は、二種指定設備設置事業者の取組の状況を注視しつつ、必要に応じ、電気通信事業法の考え方を明確化することを検討する。 このほか、MVNOが端末ベンダと協議をする場合においては、MVNOガイドラインに「MVNOが端末の調達・開発、動作改善等のため端末ベンダと協議を行う際に、MNOのネットワークに係る情報が必要となる場合など、MVNOのみでは端末ベンダとの協議が成立しない場合には、MNOがMVNOと端末ベンダとの協議に可能な範囲で協力することが望ましい」と記載されていることを踏まえて、MNOは協力を行うことが望まれる。 なお、MNOが販売する端末で通信が可能となるSIMの提供については、2017年1月の電気通信紛争処理委員会答申において、「当該SIMカードの提供を求める行為は、接続の請求の一環をなす」とされているとおり、電気通信事業法第32条による接続応諾義務の射程に入ることがある。したがって、このような場合、MNOは、接続協議においてMVNOから特定の端末での通信を可能とするSIMの提供を求められた場合、これに応じていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> MVNOガイドライン 2 (2) 4 エ 電気通信事業法第29条第1項第1号第7号、第12号

④その他協議関係 <3 / 6>

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)関係法令等
<p><論点4-3> 【MVNOの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安価なSIMの提供やMVNO独自SIMの発行、SIM開通期間等の運用の柔軟化、音声定額プランの卸提供、音声卸での現状より大きなボリュームディスカウントや現状よりも細かい秒単位での課金ができるようにしてほしい。 協議において、技術仕様をMVNOに一切開示しないため、協議が長期化している。 <p>【二種指定設備設置事業者等の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 音声定額については、リスクの見積もりなどを含めた具体的な要望を受けていない。 接続約款等に定める「事前調査申込」を受けたもののみを「要望」として認識しており、その旨はMVNOにも説明している。 具体的な要望を受けてから検討する。等 	<ul style="list-style-type: none"> ヒアリングの結果、MVNOが要望している事項について、二種指定設備設置事業者が定める手続による要望がなされていない等により当該二種指定設備設置事業者が要望として認識していない事例や、MVNOの要望が具体的でないとして認識しているため検討に至っていない事例があった。 役務提供や接続の請求は、MNOからの情報開示を受けて行われる側面もあり、協議当事者間で十分なやりとりが円滑に行われ、役務提供や接続の請求が速やかに行われることが重要である。 接続の実現や卸役務の提供は、円滑な事業者間協議により行われることが望ましい。 MNOを含む、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その設置する電気通信回線設備への接続請求を受けた場合、応諾義務があり、事業者間協議による解決が難しい場合においては、MVNOは、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁といった紛争処理手続や、電気通信事業法第35条及び第39条に基づく、総務大臣による協議命令・裁定等の紛争処理手続を利用することが可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業法第35条、第39条

④その他協議関係等<4/6>

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)関係法令等
<p><論点4-4> 【MVNOの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「開放を促進すべき機能」に強制力が無い。 MNOから過大な費用負担の提示を受けるため協議が進まない。 MNOは協議に応じれば形式上の義務を果たしたととらえている。 	<ul style="list-style-type: none"> MVNOガイドラインにおける「開放を促進すべき機能」は、いずれかの事業者に他の事業者からの要望がある、必要性・重要性の高いサービスに係る機能であり、接続又は卸電気通信役務での提供が望ましいため、必要な条件の具体化に向けて事業者間協議の更なる促進を図るものとして定めている。 MNOを含む、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その設置する電気通信回線設備への接続請求を受けた場合、応諾義務があり、事業者間協議による解決が難しい場合においては、MVNOは、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁といった紛争処理手続や、電気通信事業法第35条及び第39条に基づく、総務大臣による協議命令・裁定等の紛争処理手続を利用することが可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業法第35条、第39条 MVNOガイドライン2(2)2イ(ア)
<p><論点4-5> 【MVNOの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「HLR/HSS連携機能」は、開放が促進されていない。 既にアンバンドル要件を満たしており、接続約款への記載の義務化を希望。 	<ul style="list-style-type: none"> 「HLR/HSS連携機能」については、一部の二種指定設備設置事業者とMVNOとの間で、実現に向けて合意したものの、現時点では提供に至っておらず、また、複数のMVNOが協議を行っている状況。 総務省は、必要な条件の具体化に向けた事業者間協議を注視していく。 	<ul style="list-style-type: none"> MVNOガイドライン2(2)2イ(ア)

④その他協議関係等<5/6>

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)関係法令等
<p><論点4-6> MVNOガイドラインに、事業者間協議の更なる促進を図るものとして、「開放を促進すべき機能」として、「携帯電話のEメール転送機能」などを記載している。</p> <p>【MVNOの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「開放を促進すべき機能」にはMVNOとして利用する可能性が低い機能が記載されており、見直しが必要。 「携帯電話のEメール転送機能」は市場の要請が少なく、「開放を促進すべき機能」から除外するのが望ましい。 キャリアメールをMVNO移行後にも継続して使用できるようにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> MVNOガイドラインにおいて、「総務省は、「アンバンドル機能」及び「開放を促進すべき機能」に該当する機能について、定期的に見直しを行うこととする」としている。 「携帯電話のEメール転送機能」など、現状「開放を促進すべき機能」に挙げている機能は、MVNOの要望があることから引き続き位置づけているが、総務省は、MVNOのニーズや協議状況を踏まえながら、引き続き、「開放を促進すべき機能」に該当する機能の追加・削除を検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> MVNOガイドライン2(2)2イ(ア)
<p><論点4-7> 【MVNOの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部の二種指定設備設置事業者について、MVNOへの番号ポータビリティを用いた回線開通をOTA（利用者の端末を用いて遠隔でSIMを書き換える仕組み）で行おうとし、失敗した際の取り消しが、日中昼間のMNO窓口が開いている時にしか行えない。改善を要望しているが対応が進展していないため、「開放を促進すべき機能」に挙げてほしい。 <p>【二種指定設備設置事業者等の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 接続約款等に定める「事前調査申込」を受けたもののみを「要望」として認識しており、その旨はMVNOにも説明している。 	<ul style="list-style-type: none"> MVNOガイドラインにおいて、「店頭でMVNOへの番号ポータビリティを用いた回線開通を行う場合に、MNOは、MVNOがSIMを書き換える装置を設置しなくてもよいように、例えば、利用者の端末を用いて遠隔でSIMを書き換える仕組みなど、必要な機能をMVNOへ提供することが望ましい。」としている。 MVNOがOTAを利用しやすくなるよう、MNOは対応していくことが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> MVNOガイドライン2(2)4オ(イ)

④その他協議関係等<6/6>

確認内容及び確認結果	対応方針	(参考)関係法令等
<p><論点4-8> 【MVNOの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> キャリアメールのフィルタリングでMVNOのアドレスがフィルタされてしまう。 <p>【二種指定設備設置事業者等の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> フィルタリングは、迷惑メールからユーザを保護することを目的としており、慎重な検討が必要。等 	<ul style="list-style-type: none"> キャリアメールのフィルタリングに関する要望については、MVNOの利便性向上につながるものであるため、利用者保護の観点も踏まえて、事業者間協議により円滑に実現していくことが望ましい。 事業者間協議による解決が難しい場合においては、MVNOは、電気通信事業法第157条に基づく、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁といった紛争処理手続を利用することが可能である。 	<p>MVNOガイドライン2(2)2イ(ア)</p>
<p><論点4-9> 【MVNOの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事後規制であるから、協議の状況について市場監視や評価を行いやすい仕組みにすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者間協議におけるトラブルや、電気通信事業法の適用関係等の疑問がある場合は、総務省MVNO支援相談センター(料金サービス課内)や、電気通信紛争処理委員会の事業者等相談窓口に御相談頂きたい。 MNOを含む、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その設置する電気通信回線設備への接続請求を受けた場合、応諾義務があり、事業者間協議による解決が難しい場合においては、MVNOは、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁といった紛争処理手続や、電気通信事業法第35条及び第39条に基づく、総務大臣による協議命令・裁定等の紛争処理手続を利用することが可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業法第35条、第39条